

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

【提案先省庁:厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (2) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組



・がん検診受診率向上
キャンペーンの実施



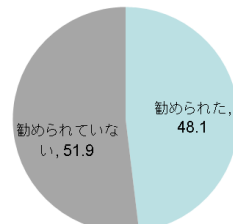
・受診勧奨の支援
(全23市町で受診勧奨を実施。
全23市町で協会けんぽ被扶養者に
受診勧奨を実施する体制を整備)

現状

・がん検診受診率の低迷
(H25国民生活基礎調査での受診率)

胃	肺	大腸	子宮	乳
40.5%	42.1%	38.8%	40.2%	40.3%

・受診勧奨が行き届いていない。



がん検診を勧められていない人の割合(広島県調査)

全て50%未満

課題

- がん検診については、健康増進法に基づき市町が実施に努めることとされているが、実際には健康保険組合等の多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確でない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施することができず、受診率向上を阻害する大きな要因となっている。

目標

5つのがん検診の
受診率が50%以上(R4)